

## 第6章 基本施策と今後の取組み

### 第1節 地域における子育て支援

#### 1 子育て支援サービスの充実

##### ①子育て支援センターの充実

###### 現状と課題

出生数の低下により、近所に同年代の子どもが少ない、または、いないなどの状況が生まれ、子ども同士の交流が減少してきています。さらに、核家族、共働き家庭の増加は保護者がゆとりをもって子育てをすることが難しくなっており、親子の関わりも減少しています。

当町では、平成 18 年度に子育て支援センターを開設し、子育てに関する相談・指導・情報提供や交流の場の提供を行い、一定の成果をあげてきました。

子育て支援センターの立地は申し分ないものの、保健センターの一部を間借りしての実施であるため、事業により移動を余儀なくされ、移動先の総合センターでは冷暖房が無いなどハード面に不備があり、使い勝手が悪い面があります。

###### 今後の施策

子育て支援センター、学童保育、児童館、世代間交流施設などそれぞれを単独で整備・運営することが最良ですが、当町の規模においては人的にも財政的にも非効率であり困難です。

子育て支援センターの機能を併せ持つ多機能福祉施設（以下「児童館」という。）を確保します。新規に児童館を建設するほか、学校統合の進捗、将来の保育園統合の検討などの推移を見る中で、公共施設の空施設活用など施設確保の方法を検討します。

短期的には、現施設の環境充実を図ることと同時に、公共施設を中心にあらゆる施設での開設可能性を検討します。

##### ②相談体制の整備

###### 現状と課題

平成 20 年度の子育て支援センターでの相談事業は、乳幼児が延べ 3,206 人、保護者が延べ 2,445 人の利用でした。保育園でも子どもの健康やしつけ、家庭内の相談などが増加しており、通常保育の中での対応が難しくなっています。

三世同居があたりまえの時代であれば、身近で子育てをする姿を見て生活の中で伝承されてきたことが、核家族化や価値観の相違から祖父母に子どもを見させない家庭が増加するなど子育て不安が増してきていると考えられます。

アンケート調査から、保健師の育児相談についてサービスがあることを知らない人が 19.2%、子育て支援センターや保育園の育児相談のサービスがあることを知らない人が 13.6%となっ

おり、5年前調査より知っている人の割合がかなり増加したとはいえ、まだ認知度が不十分な状況です。

相談内容は、子どもの発育・発達、障害など専門的知識が必要なもの、非行など深刻化したものが増加している一方、虐待など保護者自身に問題を抱えたケースで行政側からの相談の働きかけが後を絶たしません。子育て支援センターは、スタッフが保育士のみであり、専門的な相談に対応しきれない状況です。

#### 今後の施策

子育てのちょっとした相談では、身近にいて、相談者をよく理解している人がよく話を聴いてやるのが大切ですが、相談の内容によっては専門的な知識や的確な判断ができる人の対応が必要です。

子育て支援センターが子どもの総合相談窓口となり、専門的相談には相談日を設けるなど対応していますが、発達発育段階に応じたアドバイスができるよう、人材の派遣など行政内部での調整を図ります。

対応困難な相談に対しては、更に専門的な相談機関に繋げ、連携、調整をしながら問題の解決や改善ができる体制を充実させます。また、相談サービスの広報に努め周知を図るほか、懇切丁寧・適切な対応ができるよう職員研修等人材育成に努めます。

### ③交流型子育て支援事業の充実

#### 現状と課題

未就園児とその親の交流の場として、子育て支援センターで「つながり広場」を開設している他、体育指導員や保育士ボランティアの協力を得て親子遊びを中心とした内容で「すくすく広場」を年14回実施、各保育園でも「ミニすくすく広場」を実施しています。

認知度も高く、利用率も高くなっています。

#### 今後の施策

子育て支援センターでの事業では、行事内容、実施日等を創意工夫し、より参加しやすい環境を整えます。

保育園では、未就園児とその親を対象にした園開放、高齢者との交流、小学生との交流、中学生職場体験等の受け入れ、高校生のボランティアの受け入れなど活動を周知し、より地域に開けた保育園にするため、学校・各種団体との連携を深めます。

### ④一時預かり事業の充実

#### 現状と課題

アンケート調査では、地縁や近くに親戚関係が多いため、大半の家庭がいざという時には子どもの世話を頼める人がいました。緊急の用事などで子どもの面倒を見られなくなった時は、

保護者が仕事を休んだり、親族や友人・知人に預けたりした人が 81.5%で、仕方なく子どもだけで留守番をさせた家庭は 10.3%あり、一時保育で対処した家庭は少なくなっています。

一時保育事業は、年間延べ 263 人の利用があり、うち保護者の就労形態による理由が 119 人、保護者の傷病・入院による理由が 75 人、保護者の育児疲れ解消など私的な理由が 69 人となっています。

職員体制に余裕が無く、保育園・保育サポーターの配置調整に苦慮するほか、保育サポーターの高齢化が課題となってきました。

#### 今後の施策

冠婚葬祭や急な傷病・入院等で、子どもの面倒が見られない時や保護者の心理的・肉体的負担の解消など、誰かに子どもを預ける必要があります。

保育サポーターの新規開拓など人員体制の強化を図ると同時に、子どもを預けたい人と預かりたい人との会員組織（ファミリー・サポート・センター）により、育児に関する相互援助活動を行うシステムが当町で可能か調査検討し、より地域密着型の一時預かり事業を追及します。

### ⑤学童保育の充実

#### 現状と課題

平成 15 年度から、昼間家庭に保護者のいない小学校低学年の児童の健全育成を図ることを目的に学童保育を実施しており、平成 20 年度の利用は総合センターが延べ 1,014 人（一日当たり平均 4.4 人）、保育園が延べ 248 人（一日当たり平均 1.2 人）となっています。

一日当たりの平均利用は少人数ですが、実施場所が総合センターと保育園であるため、学校から実施場所への移動、保育園が受入れ可能な時間的・人的制約、夏休みなど長期休暇の対応など物理的な課題に加え、障害児への対応ができないなどの課題も出てきました。

平日は短時間、長期休暇は長時間勤務となるなど、指導員の労働条件や人員確保も困難となってきました。

#### 今後の施策

未就学児童のアンケート調査では、「小学校入学後の放課後は、面倒を家族以外の人に頼む必要がある」とした人は 34.6%ありました。

少子化が進む中、交流を期待しての希望は今後増加する可能性があります。

指導員については、保育園・子育て支援センター等のスタッフと一体でシフトを組むなど人員の確保と待遇改善に努めます。

実施場所は、当面、平日は各小学校で、長期休暇等は希望人数を勘案した中で各小学校での実施が困難であればまとめるなど、物理的課題を克服します。

学校統合の進捗等により児童館が確保された場合は、児童館で実施します。

研修などを通じて指導員の能力向上を図り、人員を確保する中で障害児の受入れについて環

境整備を進めます。

## 2 保育サービスの充実

### ①保育園の統廃合

#### 現状と課題

当町の出生数は減少を続け、平成 20 年は 50 人となり、10 年間で半減しました。

園児数の減少から分園となった三箇及び津南原保育園は、平成 19 年度には休園となり本園に通園しており、今後も復活する見込みが無い状況です。

当町の地理的条件から、中心部であっても保育園に徒歩で通園できる園児は限られています。本園通園は距離が遠くなり、保護者の負担が大きくなっています。

園児数は、平成 17 年度 336 人であったものが平成 21 年度には 288 人となり、人口推計から平成 26 年度には 239 人にまで減少すると見込まれます。

10 年後には、上郷・外丸・中津保育園が、分園そして休園となった三箇・津南原保育園規模まで減少する計算となります。一方で、3 歳未満児の入所割合が増加する傾向であり、全体の入所児童が減少しても職員は増加せざるを得ない状況が生まれています。

#### 今後の施策

保育は保護者の愛情による子育てが一番ですが、同年代の子どもとのふれあいも大切な事であり、人間形成のうえで大切な時期でもあります。

近くに保育園があることが最良ですが、極端に小規模となった場合には一人一人に目が行き届く反面、集団生活を身につけるには不向きであり、財政面でも限られた財源を建物の維持費や人件費に当てざるを得なく、直接的な保育経費を圧迫する恐れもあります。

今後近所に同年齢の子どもがほとんどいないといった地域が増加し、入所児童の減少が見込まれる中、状況の変化を的確に捉え、保護者・地域のニーズを把握し、子どもにとって何が最良であるかの視点で当町にふさわしい保育園のあり方を追及します。

ややもすると財政面の合理化目的と捉えられがちな統廃合も、より質の高い保育環境・保育サービスを提供する観点から、保育園の適正規模や通園対策についても検討を行います。

### ②病児、病後児保育の対応

#### 現状と課題

アンケート調査では、子どもが病気の場合、父母が仕事を休んだという家庭が 59.7%、就労していない保護者や親族が見たという家庭が 32.0%となっています。

病氣中、病後には保護者がそばで見守る事が最良だと考えますが、共働きなどで仕事が休めないなど、病院や保育園など他で預かってくれることを望むニーズは多くあります。

病院や保育園では、専用スペースなど物理的問題と、スタッフの配置など人的問題から病児

・病後児保育への対応ができていない状況です。

#### 今後の施策

身近な所で保護者が安心して預ける事ができるような体制が整えられれば最良ですが、現在の財政状況からは早急に取り組むことは困難な状況です。

当面は近隣で対応可能な病児施設を紹介、周知するなどの対応となりますが、津南病院や開業医と協議し、病児、病後児保育の実施の可能性について検討を続けます。

### ③休日保育、延長保育の充実

#### 現状と課題

就労者の勤務形態の多様化などから、ニーズに応えるため平日は早朝居残り保育、土曜日は午前保育を実施していますが、町外に勤務の保護者や、常に残業がともなう職種に従事している保護者からは、さらなる時間の延長や休日保育の拡充が求められています。

しかし、現在の人員体制、財政面からは拡充困難な状況にあります。

また、休日・延長保育の希望が増加傾向にある中、サービスを受けても保育料が同じくなくなり、受益と負担の公平性も問題視されてきました。

#### 今後の施策

アンケート調査では夜間保育を要望する意見もありましたが、全ての要望に応えることは困難な状況です。

保育園統合や児童館確保の進捗により、職員・保育サポーターなど人材の確保と実施可能な財源を確保し、居残り保育の延長、土曜日保育を実施していけるよう検討していきます。

併せて、通常保育を超えたサービスについて、負担の公平性を検討し保育料の見直しを行います。

### ④障害児保育の充実

#### 現状と課題

近年、家庭環境の変化や生活環境の変化により、成長発達に障害もしくは発達の遅れが気になる児童が増えてきています。

当町では、全保育園において障害児や発達に問題を持った子どもを受け入れ、健全な成長が促せるよう人員の体制に配慮しています。

対象となる子どもを保育士・保健師・関係機関などが客観的に見た状態と保護者が考える状態とに相違があることがあり、保護者へのアドバイスが困難な場合があります。

#### 今後の施策

子どもが持っている能力を最大限引き出せるよう保育していくために、発達に合わせた適切な保育士の配置に努めます。

また、児童の発達や問題に適切に対応するためには、保育士の資質向上が不可欠であり、研修や事例検討会などの研鑽に努めます。

関係機関と連携し、保護者に適切なアドバイスができるよう体制を整備します。

## ⑤乳児保育の充実

### 現状と課題

8ヶ月児から入園を受け入れています。産休明けからの保育の要望もあります。

しかし、産休明けからの要望に応えるには保育園の乳児室、調乳室などの施設設備が十分でない状態です。

### 今後の施策

休日・延長保育、障害児保育同様、人材の確保と実施可能な財源が必要であり、一度に受入れ月齢を引き下げることが困難な状況ですが、要望のある保育所から順次、施設設備を充実させ、年次的に受け入れの月齢を引き下げ、将来的には産休明けから乳児保育ができるよう検討していきます。

## ⑥保育園職員の資質の向上

### 現状と課題

保育士は、保護者から子育てに対しての不安や悩みを相談される事も多くなっており、様々な子どもの発達過程に対応していくため、保育士が時代のニーズに合った高い保育の質を持って保育を行う事は非常に大切な事です。

保育園職員は年間を通し研修会等に参加していますが、これからも、より多くの研修会に参加し、保育園職員自身が自覚と意識を持って自ら自己評価し、今まで気付かなかった課題に気付き資質の向上に努めていく事が必要とされています。

### 今後の施策

時代とともに変化する保育ニーズ、保育園に求められる役割を的確に捉え、今まで以上に専門知識や技術を習得する必要があります。

保護者や地域に対する子育て指導、相談、助言を適格に行う事が出来るように各種研修会の参加、園内研修を通じ保育士、用務員、調理員がそれぞれの立場で高度な資質を習得します。

## ⑦保育サービス評価の充実

### 現状と課題

保育の様々なサービスを実施する上で、常に自ら評価し、自己改革し、実践していかなければなりません。また、利用者がサービスを選択する際、十分な情報提供がされ、判断できるようにされていなければなりません。

現在は利用者の要望と行政の施策の中でサービスが実施されていますが、第三者から見た評価も重要となっています

#### 今後の施策

子育て支援センター、保育園のみならず、社会福祉施設は提供している福祉サービスに対し、公正、中立な外部・第三者機関から専門的、客観的な立場での評価を受け、自身の改善につなげるよう努めます。

第三者評価の導入を検討し、サービスの質の向上と利用者に対する情報提供が図られる体制を整えます。

### ⑧保育園の施設整備

#### 現状と課題

保育園の建物は、最も古い保育園がわかば保育園で築30年、新しい保育園でも築10年以上となりました。それぞれ躯体はしっかりしているものの、建物ら設備の細部で修繕が必要な箇所が年々増加しています。

乳幼児の健やかな成長には、保護者や周囲の人達の愛情と、保育園にあっては質の高い保育実施が不可欠ですが、加えて施設環境も重要な要素の一つです。

比較的新しい保育園でも3歳未満児の増加など、時代のニーズに応える事ができる様になるには、更なる改善が必要です。

老朽化が進んでいる保育園については、施設的にニーズに応える事が困難な状態になっています。

#### 今後の施策

子ども達にとってより良い保育環境の下で集団生活を送る事が出来るよう、安全・安心で機能的な環境を計画的に整備していきます。

### ⑨費用負担の軽減

#### 現状と課題

子育てにかかる負担は社会全体で支援していく必要性から、保育園の町の徴収保育料は国基準より20%程度の軽減を行なっています。

また、保護者の経済的負担の軽減をはかるため、保育園通園費の助成も実施しています。

これらも子育て支援の一端であり、他の支援策と連携した施策が求められます。

#### 今後の施策

保護者への支援策として、保育園に求められるサービスの提供や、経済的負担のあり方を検討し、保育料、通園費の軽減に努めると同時に、各種サービスの負担水準の妥当性、サービス間の負担公平性についても追求します。



い、子育てサービス全般の質の向上と地域の子育て機能の再生及び地域ニーズに向けた取り組みをしていく為に子育て支援ネットワーク作りに取り組みます。

## 4 児童青少年の健全育成

### ①児童遊園の整備

#### 現状と課題

町が管理する児童遊園施設は町中心部に3か所（大割野児童公園、陣場下児童公園、ひまわり公園）あります。この他、各地域では集落の公民館の広場や児童公園として整備されている所を利用しているのが現状です。新しい公園の建設には、遊具の整備、維持管理など経費的な面で大きな課題があります。

#### 今後の施策

町管理の児童公園は、利用率を考慮しながら遊具などの整備に努めます。また、全体的には地域の児童の減少が見込まれるため、保育園の園庭の活用を図ることで、地域の住民との交流、子育て支援につなげていきます。

### ②津南町スポーツ少年団の活性化

#### 現状と課題

スポーツ振興や青少年の健全育成と健康増進を図る目的で、昭和53年に津南町スポーツ少年団が結成されました。現在、剣道・柔道・野球・スキー・サッカー・ミニバスケット・バドミントンの7単位団があり、小中学生305人が加入しています。（加入率：小学生55.9%、中学生26.8%）

加入率は小学生は横ばい、中学生は5年前から5ポイント減となっており、児童・生徒数の減少により団員数は年々減少しています。

特に、野球においては、学校単位のチーム編成ができなく、複数校でチーム編成せざるを得ない状態となっており、活動に支障をきたしています。

#### 今後の施策

スポーツを通じて、心身の健全育成を図る観点から、積極的に加入を働きかけます。

また、指導体制の確立を検討するとともに、既存組織の拡充と活性化を推進します。

### ③留守家庭児童・放課後児童対策

#### 現状と課題

少子化や核家族化等に伴い、地域において小学生同士が遊ぶ機会が少なくなり、情操豊かな子どもを育てる環境が減ってきています。

町公民館を中心とした生涯教育が主となり、放課後のスポーツ少年団活動、公民館図書室を活

用した読書活動、また、農と縄文の体験実習館「なじょもん」において「放課後子ども教室」を開催し、町の特徴である縄文時代といった歴史環境とその文化的伝統を受けた農業を生かした体験実習などが実施されています。しかし、これらの活動は町の中央の公民館や体育施設で行われることが多く、遠隔地の児童に対する機会均等のための支援が求められるところです。

### 今後の施策

今後とも、子どもたちが充実した時間を過ごせるように家庭や地域、学校その他生涯学習のかかる関係機関との連携強化が必要なことから、引き続きスポーツ少年団や放課後子ども教室事業などの充実強化に努め、将来的には地域型スポーツクラブの設立や子どもの興味に応じた文化クラブの育成を目指します。

「なじょもん」で開催される放課後子ども教室は町中心から遠距離にあり、交通の便も悪いため、マイクロバス等による送迎の充実を図り、誰でも参加できる体制を図ります。

昼間、保護者が家にいない小学校低学年の児童を対象に、平成 15 年度から放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施しており、引き続き子ども達の健全育成と子育て支援を図っていきます。

## ④地域による健全育成事業

### 現状と課題

町公民館、青少年育成町民会議、青少年問題協議会、学校、PTA等と連携を図りながら、青少年の健全育成に向け活動を行なっています。

（広報啓発活動）

- ・機関紙「すこやか」を年2回発行（全戸配布）・子どもの夏休み生活指標の全戸配布

（体験活動）

- ・子どもリーダー育成サバイバルキャンプ・親子スポーツ教室・ハローホリデー事業・自然観察会・ふるさと教室・ボランティア活動

（地域活動）

- ・夏休み中央地区夜間パトロール・青少年有害環境調査・危険箇所表示板無料配布

青少年育成町民会議では、青少年活動の促進と子どもの地域活動を支援するため、集落児童会、地域子ども会、親子スポーツ団体、明るい家庭づくり運動推進モデル地区、中高生ボランティアスクール参加者などへの活動資金の援助を行なっています。

また、青少年育成町民会議は会員制で組織しており、町ぐるみとなって青少年を育成するという理念の下、平成4年から町内全戸加入を推進し、現在は3,210世帯、23団体・企業から加入を得ています。

課題としては、子どもの減少により集落児童会や地域子ども会など、集落での維持が難しく活動が少なくなってきたことや、保護者が団体活動に対して関心が薄く、参加者も年々減

少傾向にあります。また、子どもだけを預けっぱなしの家庭が増えてきていることが上げられます。

#### 今後の施策

子どもの体験、学習、読書などの諸活動の充実強化を図るとともに、地域子ども会など家庭、地域が関わる活動を支援していくとともに、親も一緒に参加できる環境を整えます。

### ⑤仕事と家庭の両立支援の推進

#### 現状と課題

少子化の要因の一つとして、家庭より仕事を優先することや子育ては母親の役目といった考えを持っている人がまだ多く見られます。

景気の低迷により、企業を取り巻く環境は厳しさを増しているのが現状であり、子どもにかかる有給休暇の取得や、育児休業がなかなか取れない状況にあります。

このため、事業主が男女共に仕事と家庭を両立させることができる環境整備を図る必要性があります。

#### 今後の施策

仕事と家庭が両立できるよう事業主に働きかけ、事業所内保育や育児休暇等の取得、子育て期間における残業時間の短縮など子育てをしやすい職場づくりの啓発を行うなど、事業主に子育ての大切さを理解してもらい、職場全体の意識の向上を図っていきます。

## 第2節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

### 1 子どもや母親の健康の確保

#### ①妊婦保健指導の充実

#### 現状と課題

近年、妊娠届出数は60件前後で減少傾向にあります。20歳前後の若年妊婦の場合、妊娠前からの生活習慣が確立していないことや育児能力の低下などが懸念されます。

現在、母子健康手帳を交付する際に保健師が個別相談および指導を実施しています。

妊娠中の生活上の注意として、妊娠高血圧症候群・貧血予防を中心とした食生活指導、低出生体重児の予防として喫煙・飲酒に関する指導、むし歯予防指導などを行っています。

#### 今後の施策

健康な子どもを出産し、母親自身も心身ともに健康に育児ができるように、母子健康手帳交付時に個別相談・指導を継続し、受診勧奨や妊娠中の不安の解消に努めていきます。

アンケート結果から、出産・育児に関する行政の対応に「不満に思ったことがある」とした方は28.3%でした。

親切な対応、分かりやすい相談・指導のため、職員の資質向上に努めます。

## ②妊婦健康診査の充実

### 現状と課題

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成 21 年度から妊婦一般健康診査の公費負担回数が 14 回になりました。

健診の結果、貧血や切迫流・早産により治療を受けている妊婦が 1 割程度います。

健診により、勤務上特別な注意が必要とされた就労妊婦には、母子健康手帳内にある母性健康管理指導事項連絡カード（医師による、妊産婦の措置に関する診断書）の活用を勧めていく必要があります。

### 今後の施策

定期的な妊婦健康診査の受診勧奨をします。

## ③不妊治療への支援

### 現状と課題

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受けるケースが多くなってきていることを踏まえ、平成 19 年度から特定不妊治療費助成事業を実施しています。

また、県の特定不妊治療費助成事業の周知や「新潟県不妊専門相談センター」の紹介を行い、不妊治療を受ける夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図る必要があります。

### 今後の施策

町単独の特定不妊治療費助成事業を継続し、県と町の制度について、情報提供や広報活動により周知を図ります。

## ④産婦・新生児訪問指導の充実

### 現状と課題

生後 28 日以内の新生児と産婦を対象に、家庭訪問を実施しています。

この時期は母親の育児不安や育児負担が最も大きく、継続的な支援が必要な家庭には、家庭訪問や子育て支援センターと協力し支援を行っています。

虐待の早期予防の視点からも今後も積極的に産婦・新生児訪問指導に取り組んでいく必要があります。

また、産婦・新生児訪問指導を行わなかった家庭に対し、生後 4 か月までに乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を実施しています。

### 今後の施策

医療機関と連携を図りながら、新生児の家庭訪問を実施し、その後の育児相談や保健指導に生かしていきます。

また、乳児家庭全戸訪問事業をさらに充実させ、子育て支援の充実を図ります。

育児環境に問題のある場合や産婦の産後うつ病の疑いなど、虐待ハイリスク者へより細やかな支援が必要な事例への指導強化に努めます。

## ⑤乳幼児健康診査の充実

乳幼児が健やかに成長し、また安定した母子関係が築けるよう、発達段階に応じて健康診査や育児相談を実施しています。

アンケート結果では、妊婦保健指導同様、健診方法や手際が悪いなどスタッフへの不満などが増加しており、丁寧・適切な対応ができるよう努めるとともに、今後も引き続き町立病院小児科との連携のなかで、より効率的な健診体制を整える必要があります。

### 乳幼児健康診査

(単位:人、%)

事業名	年度	対象者	受診者	受診率	発育状況			指示区分					健康管理 注意の 者上
					や せ	普 通	肥 満	問 題 無	要 指 導	要 精 密	要 経 過 観 察	要 治 療	
4・10ヶ月児 健康診査	18	132	124	93.9	1	89	34	108	-	2	12	2	16
	19	127	121	95.3	2	114	5	105	3	2	11	0	6
	20	104	99	95.2	1	95	3	89	0	1	9	0	10
1歳6ヶ月児 健康診査	18	80	75	93.8	1	74	0	63	-	1	8	3	13
	19	60	59	98.3	0	58	1	44	0	1	14	0	14
	20	64	63	98.4	3	57	3	53	0	6	4	0	10
3歳児 健康診査	18	68	63	92.6	1	60	2	49	-	4	9	1	17
	19	92	89	96.7	2	81	6	69	0	5	13	2	7
	20	68	62	91.2	0	58	2	56	0	4	2	0	6

資料:母子保健事業報告

平成19年度の母子保健対策実施要綱の一部改正により指示区分に「要指導」が加えられたほか、「異常なし」を「問題なし」に、「要精密検査」を「要精密」に、「要観察」を「要経過観察」に、「要医療」を「要治療」に変更となった。

### 《発育・発達障害について》

#### 現状と課題

近年、注意欠陥多動性障害などの発達障害や、情緒面が不安定な乳幼児が目立っています。言葉に関する問題では、発語の遅れや構音障害等の幼児も増えており、健診における早期発見とその後の支援の必要性が高まっています。

また乳幼児健診は虐待の早期発見の場として重要とされており、今後も意識した問診を心がけ、ハイリスク者などへの重点的な関わりを考えていきます。

平成17年度から、絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときをもつきっかけとして絵本の配布を行っています(ブックスタート事業)。

平成21年度からは教育委員会の協力を得てさらに充実して行っています。

#### 今後の施策

発育発達を確認しながら、育児不安の解消や虐待を早期に発見するため、乳幼児健診の充実

に努めます。

乳幼児の発育発達段階に応じて、適切な医療機関や地域振興局健康福祉部の療育相談など専門機関を紹介し、保健師による家庭訪問なども含め個別支援を強化し、継続的な支援を行いません。

虐待予防、発達面等での保育園との情報交換を行い、チームでの支援を積極的に進めます。

#### 《生活全般について》

##### 現状と課題

傾向として、親の夜型生活リズムの影響から遅寝遅起きの乳幼児がいます。

就寝時間が遅くなることで、成長ホルモンの分泌が悪くなったり、起床時間のずれから食事のリズムが乱れたり、成長発達や生活の様々な面で影響が出てきます。

なるべく早期から、健康的に望ましい生活リズムを身につけることが必要です。

##### 今後の施策

各健診の場を通して、早期から乳幼児の早寝早起きの必要性を保護者に個別指導し、家族全員の協力が得られるよう支援していきます。

広報や乳幼児の集まる機会を通して、規則正しい生活リズムの確立に向けた指導、相談、啓発普及を行います。

#### 《栄養について》

##### 現状と課題

離乳食指導では、栄養士が発達に応じた離乳食の形態の指導を行っています。幼児期の食事指導では、偏食や遊び食べなどの心配やおやつの与え方などについて、保護者の相談にのっています。

最近のアレルギーを持つ乳幼児の増加や、母親の再就職による早い時期からの保育園入所、祖父母の育児参加の状況を考えると、今後、それぞれの家庭に対応した個別指導がさらに重要になります。

平成16年度からは在宅栄養士を依頼し、細かな相談にも対応できるよう体制を整えました。

また、最近「かめない」「飲み込めない」など、そしゃくに問題がある乳幼児が目立ってきています。離乳期からの栄養指導の方法についての検討もあわせて必要です。

##### 今後の施策

年齢に適した食事の摂り方に関し、個々の育児環境をふまえて細かな個別対応に努めます。

#### 《歯科について》

##### 現状と課題

乳幼児においては、10か月児健康診査から3歳児健康診査まで、継続して歯みがき指導を実施しています。各健康診査での一人平均むし歯数は、ここ数年減少傾向です。

保育園児に対しては、むし歯予防歯科健康診査として歯科健康診査、歯みがき指導を行うと

ともに保健師・栄養士による講話、媒体を活用して親子の意識の啓発活動も行っています。

日頃の園生活でも、昼食後、保育士がみがき直しを行ったり、歯ごたえのある

### 幼児健康診査(歯科)実施状況

(単位:人、%、本)

事業名	年度	対象者	受診者	受診率	ない者の数	むし歯のある者の数	有病者率	むし歯の状況			
								総むし歯本数	見処置本数	処置本数	むし歯一人当たり
1歳6ヶ月児健康診査	18	80	75	93.8	73	2	5.6	14	3	11	0.19
	19	60	59	98.3	56	3	5.1	11	11	0	0.19
	20	64	63	98.4	61	2	3.2	4	4	0	0.06
2歳児歯科健康診査	18	87	76	87.3	67	9	11.8	40	21	19	0.53
	19	75	73	97.3	65	8	11.0	29	28	1	0.40
	20	57	56	98.2	52	5	8.8	12	8	4	0.12
3歳児健康診査	18	68	63	92.6	42	21	33.3	87	54	33	1.38
	19	92	89	96.7	57	32	36	108	98	10	1.21
	20	68	61	89.7	40	21	34.4	68	39	29	1.11

資料:福祉保健課

かみかみメニューを献立に取り入れたりしています。

また、21年度には県の事業で「カム噛む事業」に2保育園が取り組み口腔機能の向上に取り組みました。

家庭により意識の差があるため、むし歯のある子とない子との差が広がってきています。今後はむし歯のある子や治療へ結びつかない子等への個別指導の強化が必要です。

### 今後の施策

「県歯科保健推進条例」の趣旨に基づき、生涯を通じた歯科保健施策を推進するため町の歯科保健計画を策定し、歯科保健対策の充実を図ります。

各健康診査で歯みがき指導に加えて離乳食のすすめ方、食事やおやつの内容など食生活をふまえた

指導に努め、治療が必要な児に対する健康診査受診勧奨を継続して行います。

家族をはじめ地域全体で、むし歯予防に取り組めるよう啓発活動を推進していきます。

引き続き保育園でのみがき直しなどを行い、むし歯予防対策の充実に努めます。

## ⑥学校保健の充実

### 《発育および疾病状況》

#### 現状と課題

小・中学生の身長と体重は、郡市内の値は県平均と比較すると低めですが、ほぼ全国平均並みとなっています。

郡市内小中学校の疾病をみると、裸眼視力 1.0 未満及び喘息が多い傾向にあります。肥満傾向は少しずつ減少傾向にあります。

中学生を対象に貧血検査を実施していますが、平成 18 年度からは義務教育時代を将来に向けての「健康づくりの基礎づくり時期」と位置づけ、小学校 4 年生以上から中学生を対象に血中脂質検査も実施しています。現在は検査項目を充実し、血糖検査や血圧測定（中学校生徒）も合わせて実施しています。

### 今後の施策

学校教育での食事や運動などの生活習慣の見直しに合わせて、広報紙等での啓発を継続し、早期からの生活習慣病の予防に努めます。

また、血液検査結果から、子どもたちは自分の身体や健康状態に関心を持ち、保護者は子どもの健康づくりの重要性について理解を深め、家族ぐるみで将来を見通した規則的な生活リズムと食習慣が確立されるよう支援し、小児期からの生活習慣病予防に努めます。

様々な健康問題に対処するため、引き続き保育園長、小・中・高校の養護教諭との検討会を実施するとともに、医療関係者と連携し、随時情報交換を行なっていきます。

### 《学校歯科》

#### 現状と課題

永久歯の有病者率は、平成 20 年度は小学生 19.2%、中学生 33.9%です。

県との比較では、小学校においては、有病者率、一人平均むし歯本数ともに県平均と比べ高くなっています。中学校においては、むし歯率、一人平均むし歯本数ともに県平均と比較すると低くなっています。処置完了率は小中学校とも低率になっています。

平成20年度歯科健康診査調査表<永久歯>

(単位:人、%、本)

区 分	受 検 者 数	う 歯 有 病 率	一 人 平 均 う 歯 数	処 置 完 了 率	要 観 察 歯 所 有 率	要 観 察 歯 一 人 平 均 数	用 観 察 者 率	歯 周 疾 患
小 学 校	578	19.2	0.40	43.2	3.3	0.05	0.2	
中 学 校	236	33.9	0.99	63.2	5.1	0.07	0.2	

資料:小・中学校児童生徒体位疾病統計

### 今後の施策

歯科保健実務担当者を中心に、むし歯予防健康診査をはじめとした歯みがき指導を継続し、食生活と合わせた指導等内容の充実に努めます。

歯周病罹患率の若年化に対応して、学校における健康教育や歯間部清掃指導に努めていきます。

### 《登校拒否・ひきこもり対策》

#### 現状と課題

新潟県不登校児童生徒の状況集計調査によると、津南町の小中学校における病気や経済的な理由以外での長期欠席者(30日以上)の割合は平成20年度においては小学校1名(0.17%)、中学校13名(5.33%)となっています。

特に小学校から中学校への移行期における学校生活の変化に伴い、人間関係や学習関係への不安感等による不登校傾向が示されています。町では平成 12 年度から、思春期の悩みに対応するハートフル相談室を津南中学校に設置しています。

さらに保健室登校、別室登校、適応指導教室等を設置し、一人ひとりの実態に応じた対応をしながら、登校復帰への応援を行っています

津南病院では思春期外来が週 1 回あり、医療面でカウンセリングが行われています。

思春期は統合失調症、摂食障害等の精神疾患の好発年齢でもあり、必要に応じ専門医療機関へ早期につなげていく必要があります。

発見、相談のされにくい家庭内暴力に関しては、相談の内容によっては、より専門的な児童相談所の相談窓口を紹介しています。

#### 今後の施策

心身共に健やかな発達を促すため、家庭・学校・地域・医療と連携し、児童相談所を含めた相談体制の強化を図ります。

問題の深刻化を防ぐために、必要に応じて専門家を交えた個別支援に力を入れていきます。

#### 《思春期保健対策》

##### 現状と課題

近年、子どもの受動喫煙及び思春期からの喫煙・飲酒の経験の増加が懸念されています。また、思春期は性への関心が高まり、身近に商業的な性情報が氾濫する中、適切な性行動が選択できるように取り組みが大切になっています。

小中学校において、福祉保健課との共催で国民健康保険事業の「エイズ・性感染症講演会」を生徒、教職員や保護者を対象に実施しています。

また喫煙・飲酒予防については、平成 18 年度からは、小・中学校での講演会や公開授業などを実施しています。

#### 今後の施策

家庭教育が人間形成の基本であるという観点から、各種教育関係の情報を提供し、喫煙・飲酒・性情報に関する講演会を継続して実施するなど家庭に対する啓発を促進します。

### ⑦療育事業の充実

#### 《療育相談》

##### 現状と課題

県の事業として、乳幼児健診等で要観察となった運動及び精神機能発達面に問題がある幼児を対象に、十日町地域振興局健康福祉部で専門小児科医の診察と指導が行なわれています。対象者は毎年 10 数人程度です。

相談後も継続的な支援が必要なことから、町では保健師による家庭訪問や関係者との連絡、

療育教室「あそびの広場」への参加の呼びかけを行うなど、きめ細かな支援に努めています。

#### 今後の施策

相談・指導の早期対応のため、適切な時期に療育相談の紹介を行なうとともに、関係者で情報交換を密にし、援助方法の共通理解を図っていきます。

障害のある幼児の保育所入所および就学が、職員の適正配置などによりスムーズに行なわれるよう、関係者と先を見通した支援計画を検討します。

#### 《あそびの広場》

##### 現状と課題

平成7年度から、言葉や社会性に遅れのある乳幼児や、子どもとの関わり方に心配のある保護者を対象に、遊びを通して関わりを深め発達を促し、不安を軽減することを目的に「あそびの広場」を開催しています。

関係機関としては、児童相談所の子育て支援相談員と地域振興局健康福祉部の保健師を依頼し、発達相談や療育教室の運営に関する指導を受けています。

また、平成21年度からは、回数を増やし、県立小出養護学校ふれあいの丘分校教育相談部の支援、指導を受けています。

#### 今後の施策

家庭訪問などを行い随時、子どもの発達や保護者の不安の確認をしていきます。療育相談事業とのつながりの中で、援助計画の一部として効果的な指導が行なえるよう継続支援の強化を検討していきます。

#### 《ことばの教室》

##### 現状と課題

乳幼児健診や保育園や学校の現場で、発語の遅れや構音障害で言葉に関する相談が増えてきています。精神発達との関係や、耳の聴こえや口腔の異常など様々な原因が考えられ、早期発見および早期治療のための相談・指導機関が求められています。

このため、平成19年度に津南小学校にことばの教室「うぐいす」を設置し、専門教員による小学校児童の相談、指導を行い、幼児についても応援体制をとっています。

#### 今後の施策

乳幼児健診などを通して早期発見に努め、「ことばの教室」を中心に相談支援の充実を図ります。

言葉に関する問題の増加をふまえ、関係機関が連携し、相談・指導体制の強化を図ります。

### ⑧育成医療・養育医療の充実

##### 現状と課題

身体に障害があるか、または、その障害を残すと認められる児童に対して、日常生活能力の

回復向上を図るために自立支援医療（育成医療）の給付が行われています。

また、2,000g以下、あるいは特に生活力の弱い低出生体重児に対しては、低体重からくる疾病を防ぐために未熟児養育医療の給付が行われています。

小児慢性特定疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童に対し小児慢性特定疾患の給付も行っています。

いずれも地域振興局健康福祉部と連携をとりながら必要時相談等実施しています。

### 今後の施策

経過を見るための訪問の他、育成・養育医療給付期間終了後も継続支援を強化し、様々な機会での相談、指導に努めます。

## ⑨予防接種の推進

### 現状と課題

各種の定期予防接種は、個別通知を行うとともに出生届出時や乳幼児健診時に説明を行い、確実な周知に努めています。

平成18年度から麻しん風しん混合ワクチンの接種が開始されました。

また、平成19年度の10代及び20代を中心とした年齢層での麻しんの流行を受け、平成20年4月から平成25年3月までの5年間に限って、中学校1年生に相当する年齢の者と高校3年生に相当する年齢の者を対象に3期、4期接種の限定措置がとられました。

また、平成20年度から季節型インフルエンザの予防接種について、1歳から小学校6年生以下の子に対して費用の一部助成を行っています。

### 今後の施策

感染症を予防するためには、予防接種が最も効果的な方法です。予防接種については個別通知を行い、接種率の向上に努めます。

予防接種について記載した「津南町健康カレンダー」の全戸配布と併せて広報紙等を活用し予防の情報提供を行なっていきます。

また、未接種者への接種勧奨も併せて継続していきます。

### 定期の予防接種実施状況

(単位:人、%)

区 分	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率	
ジフテリア破傷風	121	120	99.1	96	96	100	114	110	96.4	
三種混合	初回	235延	210延	89.3	257延	177延	68.8	230延	165延	71.7
	追加	93	79	84.9	124	58	46.7	130	61	46.9
ポリオ	初回	186	72	38.7	138	68	49.2	109	66	60.5
	追加	132	57	43.1	138	77	55.8	121	94	77.6
麻しん風しん混合	1期	89	67	75.2	77	56	72.7	69	62	89.8
	2期	90	89	98.8	90	83	92.2	82	81	98.7
	3期	-	-	-	-	-	-	95	95	100
	4期	-	-	-	-	-	-	111	108	97.2

資料:福祉保健課

予防知識の啓発と併せて、最新の感染症発生状況の情報収集に努め、広報紙等を活用し予防の情報提供を行なっています。

## ⑩乳幼児医療費の助成

### 現状と課題

疾病の早期発見・早期治療を促進し、乳幼児の保健福祉の向上を図るとともに、保護者の負担を軽減するため、こどもの医療費の一部助成を行っています。

町では、平成21年度からは入院に加え、通院も小学校卒業時まで助成を行っています。

また、県の助成に係る所得制限部分を町で補助し、所得にかかわらず平等な助成となるようにしています。

### 今後の施策

町単独事業を継続するとともに、乳幼児医療費助成制度の拡充を、県に対して要望していきます。

## 2 「食育」の推進

### 現状と課題

夜型の生活リズムからくる食習慣の乱れ(朝食抜きや朝食の簡素化)、野菜嫌い等の偏食、間食のとり過ぎ等が見られます。

また、家庭の食事が洋風化し、油を使った料理や柔らかい形態の食事が多くなってきています。これらは、子どものむし歯や肥満の原因の一つになっています。思春期のやせ願望(特に女子)からの食習慣の乱れも見られます。

食事は健康を維持するための基礎だけでなく、食べる楽しみや家族と食卓を囲む楽しみなど、生活に潤いを与えるという側面もありますが、インスタント食品や加工食品の普及、地域にコンビニエンスストアが開設されるなど、個々にいつでも食事ができるようになり、また、共働きの家庭が多くなり家族揃って食事を楽しむ機会は減少し、家族のコミュニケーションが少なくなってきています。

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係作りによる心身の健全育成を図ることは、生涯健康で過ごすための基礎となります。そのため、生活リズム等を包括した「食育」の推進について地域全体で取り組むことが必要です。また、関係機関との連携をいっそう密にし、専門的・広域的観点から情報収集をすすめる、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要となっています。

### 今後の施策

生活習慣病を予防するために、乳幼児期から規則的な生活リズムと食習慣が確立されるよう、

生涯に渡って一貫性のある食事・生活指導体制を整備するよう努めます。

そのために、平成 19 年度に行政・医師・歯科医師・保育園・小中学校・食生活改善推進委員・生産者・飲食店組合・外食産業等の代表者で「いきいき大好き津南町推進委員会」を立ち上げました。

「食育部会」を中心に食に関する現状と課題を共有し、それぞれの年代にあった対策の検討を行っていきます。

子どもの頃からの正しい食習慣の推進を図るために、保育園や学校、地域において、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供の推進に努めます。

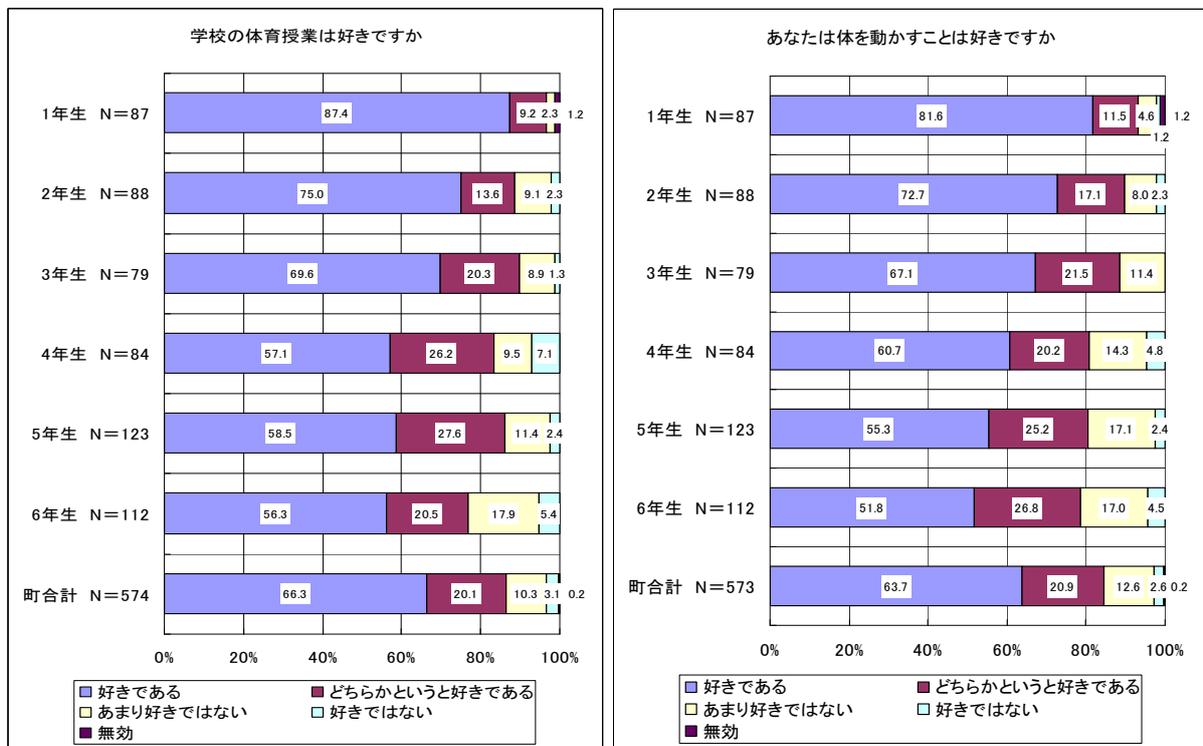
保育園や学校給食では、地産地消に積極的に取り組み、生産者との交流や農業体験を通して食に親しむ心や感謝の気持ちを育てるなど、食を通して豊かな人間性を養う場として進めていきます。

### 3 運動習慣と体力づくりの推進

#### 現状と課題

平成 18 年 1 月に実施した「健康に関するアンケート」「津南町の子どもを取り巻く環境及び生活調査などに関する調査」の中で運動習慣等について調査を行いました。

保育園児においては、58.7%の園児が乗用車等で登園しており、基本的な運動である「歩くこと」が足りない園児がいるのではないかと心配されます。



小中学生においては、スポーツ少年団など動・スポーツをするチームへの参加率は約 70～80%と高いですが、参加していない児童・生徒の運動不足が心配されます。

また、「親子または家族と一緒に体を動かす機会」についての問いでは、「年に数回」「全くない」と回答したのは小学生で約 60%、中学生では約 80%と高く、親子での活動の停滞が伺えます。しかし、一部では親子でユニバーサルホッケーを楽しむクラブが結成された地域もあり、今後の活動に期待しているところです。体力面では、文部科学省新体力テストの結果を見ると種目によっては県平均を下回るものもあり、特に運動クラブに所属していない女子の体力低下が懸念されます。

また、不審者問題や少子化等の影響で子供たちが安全で安心して運動や遊べる場所の提供を望む声が多いことから、平成 20 年 9 月よりクアハウス津南を会場に遊びの教室「この指と一まれ！！」を開催しています。

### 今後の施策

保育園では、幼児期に手指操作や全身運動などできるだけ多種類の動きを経験することが運動神経の発達に重要です。

各年齢別に取り組むべき動きや遊びについて健康保育計画を策定し、発育発達チェックを行うとともに、各保育園を中心にウォーキングマップを作成し、「歩くこと」について推進していきます。また、健康運動指導士による幼児体力づくり教室や親子体力づくり教室を継続実施し、園児とともに保護者への情報提供を行います。

クアハウス津南で実施している「この指と一まれ！！」では送迎について保護者の協力を得ながら実施していますがより多くの児童が参加できるように小学校からのマイクロバス運行の確保等について検討します。

体力向上も大切ですが、毎日マラソンのように疲れる運動ばかりしては運動が嫌いになってしまいます。生涯スポーツにつながる活動を推進し、将来にわたって自ら運動を楽しんで行うことができる子供たちを育てることが大切であり、その結果が体力向上につながっていくという観点から、次の二つの数値を伸ばすための創意工夫ある取り組みを各小学校で展開していきます。

- 体を動かすことが好きか（町平均 H20 63% ⇒ H23 75%）、
- 体育の授業が好きか（町平均 H20 66% ⇒ H23 75%）

## 4 小児医療の充実

### 現状と課題

小児医療としては町内に町立病院と開業医院 2 ヶ所あります。

町立病院は平日と第 1 から第 4 の土曜日に小児科医が勤務していますが、派遣医師のため診療時間に制限があり入院治療は困難です。

町立病院の産婦人科については、県立十日町病院の産婦人科から 2 名の医師が平日 2 日派遣されて妊娠 32 週までの妊婦健診を行っています。

あわせて平日は助産師による指導が行われています。

町立病院では現在分娩は取り扱っておらず、多くは十日町市の医療機関を利用しています。

#### 今後の施策

町立病院で対応の難しい問題に関しては、近隣市町村の医療機関と連携を図るなかで適切な医療の提供を行うとともに、住民の要望については関係機関等と検討していきます。

様々な機会をとらえ、病気時における家庭での観察ポイントや適切な受診方法などの情報提供および相談を行います。

### 第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 1 次代の親の育成

##### 現状と課題

妊産婦の家庭環境は、妊娠前からの食生活や生活習慣の問題、また、全く乳幼児にふれたことがないまま親になるため、どの様に乳幼児にかかわったら良いかわからず、育児能力面等が問題となっています。

また、地域によっては近所に乳幼児がいないため、地域の中で赤ちゃんを産み育てるといった環境が少なくなり、地域の中で子どもたちが自然に乳幼児にふれる機会も減少しています。

##### 今後の施策

近い将来、家庭を持ち、子育てに関わる中学生を対象に保育園での体験学習や、幼児にふれる機会の拡充を推進します。

乳幼児とふれ合う中で、子どもへの思いやり、子どもを愛しく思う気持ち、また、親になるという責任を実感し、子どもを育てていくことの体験が必要です。

今後は、中学校、教育委員会、保育園との話し合いと連携を図り事業の充実が必要です。

この体験により、青少年の健全育成、将来の育児不安の解消や現在問題となっている乳幼児虐待の防止にもつなげていきます。

#### 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の教育環境の整備

##### ①望まれる学校の規模と体制

##### 現状と課題

町内には小規模校で複式学級を余儀なくされている学校が中心校を除いてほとんどであり、教育環境面から課題が多いことから平成19年5月30日に「津南町小中学校適正規模検討委員会」を設置し、検討してきました。

平成20年3月24日に答申が出されましたが、それを受け、平成22年4月に三箇小学校、津南原小学校が津南小学校に統合することになりました。

最終的には小学校は、上郷小学校を除く5校が津南小に、上郷中学校が津南中学校に統合することが提案されました。

今後は統合後も、少人数学級による学力向上、教員の多忙化解消に努め、児童・生徒への学習面、生活面へのよりきめ細やかな対応ができるよう条件整備を進めていく必要があります。

### 今後の施策

児童・生徒の減少が続き、極小規模校になる場合は、集合学習や交流会など集団で行う授業を進めながら、閉校になる前までに主要教科などで単式学級での授業が行えるよう環境整備を図ります。

## ②豊かな心と健やかな身体の育成

### 現状と課題

子どもたちを取り巻く社会や生活は大きく変化し、子どもたちの精神的な面や発育面にも大きな影響を及ぼしています。

身体面では、子どもの体力低下が指摘されており、テレビゲームや塾通いなどにより、スポーツや運動で身体を動かすことが全体的に少なくなっています。

幼少時から身体を動かすことの楽しさを体験できるよう、社会体育の面からも地域に根ざした取り組みを積極的に進め、体育指導員の学校への派遣を通じその推進をおこなっています。

家族間や友達同志の人間関係のつながりが希薄傾向にあり、子ども自身の環境に対応する力が弱くなったり、ちょっとしたことで、傷ついたりする子どもも増えています。

学校の現場でも、子どもの生きる力を高めようと、地域で多様な経験をもった人や昔からの伝統芸を体験できる総合学習の場を設け、子どもたちに課外授業としての経験の場を積極的に取り組んでいます。

また、心の問題として、学校に登校できない、教室に入れないう子、子供同志の関係が上手くいかないなど、心に問題を抱えている子どもに対して、各学校とも担任、養護教諭、学年を超えて学校ぐるみで対応していく取り組みがされています。

就学前や就学後も保育園、行政、学校と連携をとりながら子どもたちへの関わりを行っていますが、保育園から小学校への保小の連携、全ての小中学校が参加の中1ギャップ解消プログラムの自校プランの取り組みを推進し、その支援を行っています。

P T Aも公民館と共催で親子の関係をテーマとした講演会など計画し、保護者の心のケアも含めて地域ぐるみの取り組みを検討しています。

### 今後の施策

問題行動や不登校に対応するための行政、学校、保育園のネットワークの充実のため、現在行われている保健師、養護教諭、保育士、教育委員会の実務担当者の会で、事例を通してそれぞれの現場での役割や対応の体制について検討します。

生涯スポーツを目指し、幼少時から運動に親しめる環境づくりのため、現在行われている町の体育指導員による子どもたちに軽スポーツなど親子で楽しめる運動の普及を、継続的に推進していきます。

また、幼児が集まる広場や保育所の保護者会、学校行事などで、親子で楽しめる運動の提供や運動の大切さの教育を広く啓発していきます。

さらに、平成20年6月30日の町民ぐるみ健康づくり宣言を受け、運動・体力づくりを推進していますが、この運動を通じ学校・児童生徒への啓発、具体的な取組み等を行っていきます。

### 3 家庭や地域の教育力の向上

#### 現状と課題

近年少子化に伴い、地域において子供同士が遊ぶ機会が少なくなっています。

また、親同士が交流し子育てについて話し合ったり、相談したりする場が持ちにくく、家庭や地域で子どもを育てる力は低下してきています。

夫婦共働きの家庭も増えている中、昼間祖父母が子育てを担っている家庭も多く、祖父母の役割も大きくなっています。保護者と祖父母がお互いの役割分担をしながら、協力し合って子育てをしていくことが大切です。

今後は学童期低学年において放課後健全に生活できる場の確保として学童保育の需要が高まっていくと予測されます。

児童健全育成では、さまざまな取組みが行われていますが、いずれも町中心部の施設での取組みとなっており、周辺地域に対する支援体制が今後の課題です。

またスポーツ少年団などに所属している児童や学習塾に通う児童は、帰宅が遅く家族とともに過ごす時間が取れないことや、就寝時間が遅くなるなど、家庭団らんや健康を阻害してしまうという一面も見られています。

#### 今後の施策

幼少期の家庭の教育力を向上するため、食事の時はテレビを消す、子どもと過ごす時間を増やすなど家族全体で子どもとのふれあいの場を確保できるよう、各種乳幼児健診、すくすく広場、保育所などの場で親同士の交流の場の確保に努めるとともに教育力の向上に向けた働きかけを恒常的に行っていきます。

地域と学校の連携、さまざまな年代層の交流を図り地域の教育力を育むため、学校では地域で多様な経験を持った人の話や体験する総合学習の場を設けた「学校支援ボランティア事業」を今後も継続します。

「なじよもん」を核として子どもからお年寄りまで幅広い年代層が一緒になって体験実習活動できる「放課後子ども教室」を一層充実していきます。

また、少年少女にスポーツの楽しさと喜びを与え、心身の健全な育成を図ります。

## 第4節 子育てを支援する生活環境の整備

### 1 良好な居住環境の確保

## 現状と課題

現在の若い夫婦は、ライフスタイルの相違から両親との同居をしないで、町営住宅や賃貸住宅に入居する夫婦が増えています。

収入の少ない若い世帯は安い家賃で入居できる町営住宅希望者が多く、町内の公営住宅は正面住宅団地 18 戸、美雪町住宅団地 3 4 戸、リバーフロント中津 6 戸、大船住宅団地 24 戸がありますが老朽化した住宅は、入居者のニーズに合わないのが現状にあります。

## 今後の施策

町営住宅の計画的な更新、冬季間でも自家用車が出入できる駐車場の整備、既存住宅のリフォーム、及び若者向け住宅の確保に努めます。

## 2 安心して外出できる環境の整備

### ①生活環境と交通機関の整備

#### 現状と課題

町では国県道の幹線道路をはじめ集落内の生活道路の整備に積極的に取り組んでいますが、段丘地形であることにより急勾配、急カーブが多く、特に、冬期間の交通に支障をきたす箇所も多くあります。さらに歩道の整備及び冬期間の歩道の無雪化等、子どもや高齢者にとって優しい道路の整備が求められます。

#### 今後の施策

国県町道の改良工事を積極的に推進し、快適な生活基盤の整備を図り、ベビーカーや小さな子ども連れの方にも優しい歩行空間の確保に努め、冬期間の歩道除雪の推進を図ります。

### ②公園の整備

#### 現状と課題

子どもたちの遊び場、親子同士のふれあいの場として、町営の公園は 3 箇所設置しています。近年危険と指定された遊具を撤去したので公園に設置してある遊具は少なく、利用者の要望を満たす遊具がないのが現状です。公園によって利用方法が違うので実態をよく把握する必要があります。

#### 今後の施策

利用者の要望を反映しながら、保育園の園庭活用や公園施設の整備に努めていきます。

## 3 安全・安心のまちづくりの推進

#### 現状と課題

車の保有台数が増加することに伴い交通事故が増えてきています。このため幼児から高齢者を対象とした交通安全教育の充実に努めることや、夜間、照明のない通学路等では歩行におい

て危険であることに加え、犯罪をも誘発する危険性があります。

#### 今後の施策

交通安全協会と連携する中で保育園、小学校等での交通安全教育を実施します。また、通学路公園等必要なところには防犯灯、道路照明を設置するよう努めます。

### 第5節 子ども等の安全確保

#### 1 乳幼児の不慮の事故防止への取り組み

##### ①事故防止のための啓発

#### 現状と課題

子どもの死因は、0歳を除き不慮の事故となっています。

乳幼児は危険を自分で避けることができず、保護者を中心とする周囲の大人の注意が必要です。

#### 今後の施策

乳幼児健診や家庭訪問の中でこれまでの事故や小さなケガ等の確認をしながら、さらに保護者が集まる機会を利用し、不慮の事故に遭わないための対処法など事故予防の視点から家庭環境の見直し等の啓発に力を入れていきます。

##### ②事故発生時の応急措置方法の啓発

#### 現状と課題

乳幼児の事故は、年齢に応じた発達の特徴（行動）によって引き起こされることが多く、その事故の内容も発達によって変化します。したがって、乳幼児の事故を防止するためには、乳幼児の発達の特徴を理解した上でその対策を考える必要があります。

万一、子どもが事故に遭ってしまった場合、その近くにいる大人の対処の仕方が重要であり、あらかじめ、病気を含め、事故の形態ごとの応急処置の方法を理解し、落ち着いた対応により、被害の拡大を防ぐことが求められています。

#### 今後の施策

応急処置のマニュアルや事故相談窓口などの周知を図っていきます。

#### 2 子どもを交通事故や犯罪等の事故から守るための活動の推進

##### ①交通安全教育の推進

#### 現状と課題

現在は車社会であり、道路の整備も進んできたことから、交通事故への危険性はますます高まる一方です。当町でも平成に入ってから事故が急激に多く発生しています。

スピードの出し過ぎ、飲酒運転、わき見運転、シートベルト未着用等交通ルールの基本が守ら

れていないことが原因となっています。

また、高齢化に伴う高齢者の運転が増えているなかで、今後さらに事故の増加が懸念されることから、高速時代と高齢化社会に対応した安全教育が求められます。

#### 今後の施策

交通事故防止のため、小学校、保育園等で警察署員等による参加・体験型の交通安全教育（県警「ゆきつばき号」による）を行い、交通安全に対する啓発を行います。

また、子どもに関係する職員一人ひとりが子どもの命を守ると言う意識を持ち、研修等を通じて指導能力を付けるとともに、地域全体で交通安全について取り組む体勢を整えます。

道路照明灯、ガードレール、反射鏡等安全施設の整備を促進します。

交通指導員の充実を図るとともに、安全協会組織の強化を図り、幼児から高齢者までの交通安全教育の充実に努めます。

### ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 現状と課題

保育園、学校等は地域に開かれたものを目指していかなければなりません。侵入者により、子どもが被害にあう事件が起きている。

登下校中に不審者に連れ去られる事件も発生しており学校や地域全体で連携し防ぐ手立てを構築する必要があります。

また、携帯、インターネット等の IT 犯罪も多くなり子どもたちが加害者や被害者になるケースが増えてきています。

#### 今後の施策

保育所を始め学校等は、それぞれの危機管理マニュアルを基に犯罪が起こった場合の職員の対応法を周知するとともに、防犯訓練等の実施により、迅速な対応への周知を行っていきます。

子どもを犯罪の被害から守るため、「子ども 110 番の家」の拡充や地域の協力により児童・生徒の見守り体制を図ります。

### ③被害にあった子どもの保護の推進

#### 現状と課題

被害にあった子供にとって事件は恐怖体験そのものであり、想像以上に心に深い傷を負っています。そのため、被害にあった子供が一日も早く元気な心を取り戻すためには、周りの温かい態度と気配りが必要です。

#### 今後の施策

カウンセリングが必要な子どもについて、いつでも対応ができるよう、子ども関係職員等は研修等で知識を深め、保健師等と連携して、カウンセリング体制を整えます。

## 第6節 要保護児童への対応

### 1 児童虐待防止策の充実

#### 現状と課題

核家族化や少子化に伴い、年々子育てが狭い人間関係の中で行われるようになってきました。それと同時に、育児協力者、相談相手の減少などが原因による、親の育児ストレスや不安の抱え込みが問題となり、子どもに対するネグレクト（養育放棄）や心身的な暴力等の事件が目立ってきています。

町でも、乳幼児健診や保育所、小中学校で、虐待の疑いのある事例が数件発見されています。

このような状況をふまえ、要保護児童やDV被害の児童に対して関係機関などと連携し適切な対応を行うため、平成20年10月に「津南町要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

虐待の疑われている事例については児童相談所への通報後、保育所や学校等の施設訪問を行い、更なる虐待を予防するための指導を行っています。

今後は、虐待の早期発見と予防に向けた、町全体の体制作りが課題となります。

#### 今後の施策

様々な機会を通して相談窓口の紹介を行い、必要に応じ電話相談、家庭訪問などの継続支援を図っていきます。虐待の発生が最も多いと言われる乳幼児期の介入が大切となるため、乳幼児健診や育児相談の場を生かし、育児環境の確認や母親の育児ストレスの軽減に努めます。

また、健診未受診者においても連絡を取り、把握もれのない様にします。

「津南町要保護児童対策地域協議会」を中心に保育所、学校をはじめ、民生・児童委員、医療機関等の関係機関と日々の情報交換に努めるとともに、適切な早期対応ができるよう虐待予防体制の整備と連携強化を図り、住民周知により児童虐待の予防や早期発見に努めます。

### 2 ひとり親家庭への支援

#### 現状と課題

母子・父子家庭数は、平成20年度では101世帯となりました。

離婚や転出、子どもが20歳以上となり寡婦世帯に移行する等の理由で、減少する世帯に比べ新規該当世帯が多いため、全体数は増加しています。その主な原因は離婚による割合が多く、父子世帯の増加も近年の特徴です。

ひとり親施策としては、経済的支

母子・父子家庭数の状況と原因別構成 (単位:人、%)

区分	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度
死別	19	14	10	10
離婚	57	66	74	88
その他	5	3	3	3
計	81	83	87	101
うち母子	69	69	67	79
うち父子	12	14	20	22
総世帯に対する割合	1.85	2.24	2.35	2.75

資料:福祉保健課

援としてひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、母子・父子手当があり、その条件や対象者は様々です。

## 今後の施策

祖父母と同居し、家族で助け合いながら生活するひとり親の他、核家族で生活する世帯も少なくありません。

母子家庭・父子家庭の生活安定のために、保健師や保育所等が相談に応じ、子育てや心身を支えることが重要

な役割を果たしていますが、ひとり親に関わる関係部署の連携及び民生・児童委員や社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、生活相談指導や就労援助等のサポート体制を強化します。

経済的支援では、母子・父子手当の支給や各種貸付金、ひとり親医療費助成、児童扶養手当の支給について制度の周知を図ります。

## 各種援助の状況

(単位:人、%)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ひとり親家庭医療費助成	1,240 件	1,161 件	1,168 件
	2,865,157 円	2,841,499 円	2,508,053 円
児童扶養手当支給	49 件	53 件	54 件
	22,732,720 円	24,235,450 円	24,492,960 円
母子寡婦福祉資金貸付額	2 件	2 件	1 件
	723,000 円	723,000 円	320,000 円
母子・父子手当支給	49 件	54 件	52 件
	2,565,000 円	2,945,000 円	2,785,000 円

資料:福祉保健課

## 3 障害児施策の充実

### 現状と課題

障害があることにより、特別な配慮が必要な子どもについては、一人ひとりの障害の状況等に応じたきめ細かな教育を受け、その持っている力を十分発揮することができるよう、適正な就学を推進します。しかし、障害のある子どもの個別検査や行動観察を行なう専門員を配置している市町村は少なく、実態を正確に把握したり、保護者のニーズに対して的確に対応したりすることに不十分な面が見られます。

また、平成14年4月、学校教育法の一部が改正され、障害の状態に照らして、小・中学校において適正な教育を受けることができる特別の事情があると判断して、市町村の教育委員会が認める場合は、小・中学校へ就学できるようになりました。

児童生徒の障害の重度・重複化・多様化が進んでいます。一人ひとりの実態に即した教育課程の編成とその実施及び個々に応じた指導を一層推進するため、指導形態や学習集団、指導方法等の工夫・改善を図る必要があります。

交流教育は、多くの特別支援学級や特別支援学校で実施しており相互の児童生徒にとって意義あることから、実施方法等に検討を加えながらより一層推進する必要があります。

学校卒業後の進路について、本人や保護者の希望はさまざまであり在学中から関係機関等と連携して、進路指導を進める必要があります。高等学校等への進学を希望する障害のある生徒については、その機会を保障するための条件整備が行われつつありますが、まだ十分であるとはいえません。

障害教育を受ける児童生徒が増加しており、また、地域の学校に就学させたいという保護者のニーズの高まりから、十日町中魚沼管内に平成 22 年度に高等部が設置されますが、その通学体制の整備を図らなければなりません。

### 今後の施策

障害のある子どもやその保護者に対して、医師、福祉関係者、障害教育関係者等による巡回教育相談を推進します。

就学指導関係者、福祉関係者、教員等を対象とした就学に関する研究協議会に参加し、就学指導関係者の資質向上を図るとともに、障害に応じた適正就学の推進に努めます。

また、就学指導委員会の複数回の開催を実施していきます。

障害教育の理解啓発のため、教育相談を充実するとともに、病院や児童相談所などと連携を図りながら、障害に応じた就学が可能となるよう早期からの教育相談体制の整備に努めます。

障害の正しい認識や障害に応じた教育について理解を深めるため、リーフレット等を作成・配布するなど啓発に努めます。

特別支援学級や特別支援学校の児童生徒一人ひとりの力を伸ばすため、個別の指導計画作成等、指導内容や指導方法を工夫した教育課程の編成、実施に努めます。

より重度な障害がある児童生徒に対しては、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応ができる就学環境の整備を進めるとともに、通学困難な児童生徒のために訪問教育の充実を図ります。

障害の種類や程度、特性に応じた教育課程の編成・実施とその改善のため、指導の内容や方法等について実践的な研修を推進します。

難聴、発達障害等の通級児童生徒に対しては、全教職員の共通理解のもとで指導を進めるなど校内指導体制を充実させるとともに、他校から通級している場合には、在籍学級の担任、家庭との間で情報交換を密にするなど、通級指導教室の充実、連携の強化を図ります。

特別支援学校と通常学級との交流のほか、近隣の小・中・高等学校や地域との交流教育を推進します。

福祉関係機関や労働関係機関と連携し、障害児に対する円滑な卒業後に向けた進路指導を一層推進します。

保護者のニーズや地域の実情を踏まえ、新たな養護学校、特別支援学校、通級指導教室等特殊教育諸学校等の設置について、県・十日町市と連携をとりながら実現に向けて努力します。